【各種詳細は国税庁ホームページを参照ください。本内容は抜粋です。】

■ 給与所得の求め方（令和８年度税制改正）・・・B 欄（所得金額調整控除前）

給与所得の収入金額（ア）	給与所得の金額
～　740,999 円	0 円
741,000 円 ～2,190,000 円	（ア）　－ 740,000 円
2,191,000 円～2,192,999 円	1,451,000 円
2,193,000 円～2,195,999 円	1,453,000 円
2,196,000 円～2,199,999 円	1,456,000 円
2,200,000 円 ～ 3,599,999 円	（イ）× 70%　－ 80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	（イ）× 80%　－ 440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	（ア）× 90%　－ 1,100,000 円
8,500,000 円 ～	（ア）　－ 1,950,000 円

（イ）＝（ア）÷4（千円未満切り捨て）×4

■ 未成年者について・・・チ欄

令和９年１月１日現在で、18 歳未満の人。

■ 基礎控除（令和８年度税制改正）・・・⑪欄

合計所得金額		控除額	
		改正後	改正前
	132 万円以下	104 万円	95 万円
132 万円超	336 万円以下		88 万円
336 万円超	489 万円以下		68 万円
489 万円超	655 万円以下	67 万円	63 万円
655 万円超	2,350 万円以下	62 万円	58 万円
2,350 万円超	2,400 万円以下	48 万円	48 万円
2,400 万円超	2,450 万円以下	32 万円	32 万円
2,450 万円超	2,500 万円以下	16 万円	16 万円
2,500 万円超		0 円	0 円

※合計所得金額が 2,500 万円を超える方は適用がありません。

■ 寡婦控除・ひとり親控除について・・・ル・ヲ欄

※事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる人がいる場合は対象外

	寡婦控除		ひとり親控除
控除額	27 万円		35 万円
本人所得	合計所得金額が 500 万円以下		
性別	女性のみ		男女不問
配偶関係と扶養の要件	死別、夫が生死不明の場合 →扶養の有無は問わない	離婚の場合 →合計所得金額が 62 万円以下の扶養親族を有すること	死別（又は生死不明）、離婚、未婚のひとり親の場合 →総所得金額等が 62 万円以下の生計を一にする子がいること

■ 特定親族特別控除（令和８年度税制改正）・・・R 欄、⑬欄

生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族の内、合計所得金額が 62 万円超 123 万円以下である場合は、税法上の扶養親族には該当しませんが、段階的に控除を受けられます。特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に次のように記載してください。

特定親族 特別控除の額	区分 （特定親族が居住者）	区分 （特定親族が非居住者）	特定親族の合計所得金額
６３万円	10	11	62 万円超　85 万円以下
６１万円	20	21	85 万円超　90 万円以下
５１万円	30	31	90 万円超　95 万円以下
４１万円	40	41	95 万円超　100 万円以下
３１万円	50	51	100 万円超　105 万円以下
２１万円	60	61	105 万円超　110 万円以下
１１万円	70	71	110 万円超　115 万円以下
６万円	80	81	115 万円超　120 万円以下
３万円	90	91	120 万円超　123 万円以下

※親族の合計所得金額が 62 万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりませんが、扶養控除の対象となります（年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は 63 万円です。）。

■ 控除対象扶養親族（令和６年度課税分以降）・・・⑬欄

国外に居住する 30 歳以上 70 歳未満の扶養親族は、原則として扶養対象外となります。ただし、下記の区分 01～04 に該当する方は扶養控除の適用対象とすることができますので、その対象者氏名とともに「区分」欄へ該当する番号を記入してください。

なお、30 歳以上 70 歳未満の国外居住者が下記 02～04 の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記入してください。

表示	控除対象扶養親族の区分
00	居住者
01	非居住者（30 歳未満又は 70 歳以上）
02	非居住者（30 歳以上 70 歳未満、留学生※1）
03	非居住者（30 歳以上 70 歳未満、障害者）
04	非居住者（30 歳以上 70 歳未満、38 万円以上送金※2）

※1「留学生」とは留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者。

※2「38 万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者から生活費等の支払を受けている者。

■ 各種扶養控除等の所得要件（令和８年度税制改正）

扶養親族等の区分	所得要件	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62 万円以下	58 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62 万円超　133 万円以下	58 万円超　133 万円以下
勤労学生	89 万円以下	85 万円以下

■ 個人番号（マイナンバー）の記載について

「個人番号」欄には、各々の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

■ 給与支払報告書の提出について

市区町村提出用　・・・　支払いを受ける人の、令和９年１月１日の居住地の市区町村の個人住民税担当課へ１部提出

本 人 交 付 用　・・・　本人に手渡してください